

# 平成31年度

## 第1回

### 北広島市情報公開・個人情報保護審査会

## 議 事 録

令和元年6月6日(木)

北広島市役所本庁舎3階 会議室D

北広島市総務部行政管理課

平成31年度

【第1回】北広島市情報公開・個人情報保護審査会

1 日 時 令和元年6月6日(木)午後6時30分～7時30分

2 場 所 北広島市役所本庁舎3階 会議室D

3 出席者 委 員：会長ほか6名

事務局等：総務部長、行政管理課2名

傍聴者：無し

【委員】

山下 竜一	北川 由合子
館岡 道宏	長島 博子
深村 真人	三木 千晶
宮崎 好司	

【事務局等】

総務部長	中屋 直
行政管理課 主査	榎本 明嘉
行政管理課 主事	矢島 和樹

# 会 議 次 第

1 開会

2 審査会委員・事務局紹介

3 会長及び副会長の選出

4 会長及び副会長挨拶

5 議題

報告事項

(1) 平成30年度情報公開制度実施状況

(2) 平成30年度個人情報保護制度実施状況

6 その他

7 閉会

# 議 事

## 報告事項

「平成30年度情報公開制度実施状況」

「平成30年度個人情報保護制度実施状況」

## 1 開会

- ◆主査 これより平成31年度 情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。  
本日、審査会の委員は、全員、出席されておりまして、出席委員数が委員の過半数に達しておりますので、審査会条例第6条第3項に基づき、審査会が成立していることを報告いたします。  
また、本日の審査会は、北広島市情報公開条例第20条に基づき、公開としております。  
今現在傍聴者はありません。

## 2 審査会委員・事務局紹介

- ◆主査 続きまして、日程2 審査会委員・事務局紹介ですが、本日は委員をお引き受けいただいてから初めての会議となりますので、北川委員から順番に、その場で簡単な自己紹介をお願いします。  
【自己紹介 終了】
- ◆主査 ありがとうございます。  
続きまして、事務局についても、自己紹介をさせていただきます。  
部長から一言お願いします。  
【自己紹介 終了】
- ◆主査 お手元の資料の確認を先にさせていただきます。式次第、委員名簿、資料1番から4番まであります。  
1番と3番はA4サイズ、2番4番はA3のサイズでお配りしております。

## 3 会長及び副会長の選出

- ◆主査 続きまして、日程3 会長・副会長の選出ですが、会長・副会長は委員の中から互選により決定していただきます。  
ご意見をお願いいたします。
- ◆委員 「事務局一任」の声あり
- ◆主査 事務局一任の声がありましたが、ご意見がなければ、事務局から案を提案させていただきます。  
前任期同様に、山下委員に会長を、深村委員に副会長をお願いするということでしょうか。
- ◆委員 「異議なし」の声あり
- ◆主査 それでは、会長に山下委員、副会長に深村委員ということで、よろしく申し上げます。

## 4 会長及び副会長挨拶

- ◆主査 続きまして、日程4 会長・副会長挨拶ですが、山下会長は、議長席へお願いいたします。  
山下会長、深村副会長から、一言ずつご挨拶をお願いいたします。  
【山下会長挨拶 終了】  
【深村副会長挨拶 終了】  
それでは、この後につきましては、会長の方で議事の進行をよろしく申し上げます。
- ◆会長 委員の皆様方には、大変お忙しい中、本日の会議にご出席いただきましてありがとうございます。  
さきほど、事務局より本日の審査会が成立する旨の報告がありましたので、会議次第に従いまして会議を進めてまいりたいと思います。  
会議を進める前に会議録の署名委員についてお諮りいたします。  
他の審議会と同様2名の署名委員で行うことについてよろしいでしょうか。
- ◆委員 「異議なし」の声あり

- ◆会長 それでは、本日の会議録の署名委員は、私の方から指名させていただきます。北川委員と館岡委員をお願いいたします。

## 5 議題

- ◆会長 日程 5 議題に入りますが、今回は報告事項となっております。  
最初に (1) 平成 30 年度情報公開制度実施状況を事務局から説明願います。
- ◆主査 それでは、私の方から平成 30 年度情報公開制度実施状況のご説明を申し上げます。  
資料 1 をご覧ください。  
情報公開制度の実施状況ですが、実施機関ごとに申しあげますと、市長部局では、公開請求件数は 15 件であり、公開結果としては、全公開が 9 件、一部公開が 5 件、非公開が 1 件でした。  
教育委員会部局では、公開請求件数は 2 件であり、公開結果としては、全公開が 1 件、一部公開が 1 件でした。  
消防長部局では、公開請求件数は 1 件でありましたが、申請者から取下げの連絡がございました。取り下げました。  
実施機関数は、お手元の資料のとおり 10 機関であります。ただいま申し上げた 3 機関以外の 7 機関に対する公開請求の事案はありませんでした。  
また、実施機関にかかわらず、「存否を明らかにしない」と「公文書の不存在」の事案、及び「不服申し立て」についてはありませんでした。  
総件数では、公開請求件数が 18 件であり、全公開が 10 件、一部公開が 6 件、非公開が 1 件、取下げが 1 件の内訳となっております。  
平成 29 年度との比較を総件数で申し上げますと、公開請求件数は 6 件の増加であり、全公開は 1 件の減少で、一部公開が 5 件の増加、非公開が 1 件の増加となっております。  
平成 29 年度の公開請求実施機関は、平成 30 年度と同様に市長部局、教育委員会部局、消防長部局の 3 機関のみでありました。  
なお、一部公開の内容と要因につきましては、請求者本人や公人及び法人の代表者の氏名や住所等以外の記述の他、印影については、非公開内容と判断し黒塗りし公開したものです。  
続いて、資料 2 をご覧ください。  
公開請求の担当課としては、市長部局では建築課の 3 件、都市計画課の 2 件、ボールパーク推進課の 2 件、市民課の 2 件、税務課の 2 件、高齢者支援課の 2 件で、健康推進課と危機管理課が 1 件となっております。  
教育委員会部局では学校教育課と文化課が 1 件ずつ、消防長部局では予防課に対するものとなっております。  
また、請求者の内訳としては、個人が 7 名、法人が 11 件となっております。  
なお、資料の No.4 の市長部局のボールパーク推進課の文書に関し、非公開とした事案が 1 件ありましたが、その概要としましては、請求内容は、「ボールパークに関する文化庁との協議に係わる文書資料の一切」でありましたが、これに対して「市の内部又は市と国との間における検討、協議に関する情報であって、公開することにより、市の公正又は円滑な意思形成に著しい支障が生じる」との判断から北広島市情報公開条例第 6 条第 1 項第 4 号により非公開としたものです。  
ただし、後日、申請者本人から「文化庁との協議にかかわる旅行命令簿などの文書」の公開請求があり、「旅行命令簿の写し」を一部公開した経過があります。  
また「対象となった公文書の内容」については、表をご覧ください説明は省略させていただきます。  
平成 30 年度の情報公開制度の実施状況についての説明は以上です。
- ◆会長 只今、平成 30 年度の情報公開制度実施状況の説明がありましたが、質問等はありませんか。
- ◆A 委員 今お話しがありました非公開についてですが、これについては不服申立とかは請求者の方からはありませんでしたか。

- ◆主査 市から非公開の状況を説明しましたが、実際にその協議が行われているのは確かであれば旅行命令は出せるのではないかとの話になり、当初は協議に係わる文書資料の一切との公開請求でしたが、後日、市側と協議して旅行命令の公開請求とし、公開となったことから請求者からの意義申し立て等は生じなかったということです。
- ◆会長 他にはよろしいでしょうか
- ◆B委員 取り下げというのはどういう形で取り下げになったのでしょうか。
- ◆主査 消防の関係でしたが、公文書というよりも消防で市内の状況をまとめた資料を管理しているのですが、それらについては情報公開というより資料提供という形で対応可能だということで公開請求には至りませんでした。  
事務レベルでの対応となりました。
- ◆会長 よろしいでしょうか。
- ◆B委員 はい
- ◆会長 他にありませんでしょうか。もし後から気が付いて質問があるということでしたら、また戻りますので。  
それでは、(2)平成30年度個人情報保護制度の実施状況について説明願います。
- ◆主査 平成30年度の個人情報保護制度の実施状況についてご説明申し上げます。  
資料3をご覧ください。  
個人情報保護制度の実施状況ですが、実施機関ごとで申しあげますと、市長部局では、開示請求件数は50件であり、開示結果としては、全開示が49件、部分開示が1件でした。  
消防長部局では、開示請求件数は1件であり、開示結果は全開示でした。  
実施機関にかかわらず、「存否を明らかにしない」と「公文書の不存在」事案、及び「不服申し立て」についてはありませんでした。  
総件数では、開示請求件数が51件、全開示が50件、部分開示が1件の内訳となっています。  
平成29年度との比較を総件数で申し上げますと、開示請求件数は35件の増加であり、全開示が34件の増加、部分開示が1件の増加となっております。  
平成29年度の開示請求実施機関は、平成30年度と同様に市長部局と消防長部局の2機関のみでありました。  
なお、部分開示の内容と要因については、公開請求の一部開示と同様な取り扱いを行っています。  
続いて、資料4をご覧ください。  
開示状況の担当課としては、市長部局では職員課が39件、福祉課が6件、高齢者支援課が3件、子ども家庭課と総務課が各々1件となっています。  
消防長部局では救急指令課に対するものとなっています。  
請求者の内訳としては、個人が49名、法人が1件となっています。  
「対象となった個人情報の取扱い事務」の中で、職員課の39件につきましては、平成30年度の職員採用試験に係る採点結果や順位等に関するもので、これについては口頭開示であります。  
その他詳細については、表をご覧ください説明は省略させていただきます。  
平成30年度の個人情報保護制度の実施状況についての説明は以上です。
- ◆会長 只今平成30年度の個人情報保護制度の実施状況についての説明がありましたが、質問等はございませんか。
- ◆C委員 昨年度が平成29年度に比べて多かったのは主に採用試験にかかわる開示請求だったと推測できるのですが、これの理由はありますか。この年だけと言うのは。
- ◆主査 29年度と30年度を比較しますと総件数で35件と確かに大きな増加となっておりますが、この開示件数の市長部局の50件のうち職員課が関係するものが39件占めておりまして、職員採用試験の結果に対する口頭開示であります。  
30年度は例年に比べて採用試験が、数多く細分化して行った経緯がありまして、昨年も口頭開示をおこなっていますが、29年度については8件でした。  
30年度の39件と比べると31件増えていますので増加件数の35件の内、口頭開示で31件増えていますのでこの部分が主な増加の要因といえると思います。
- ◆C委員 採用試験の受験者が増えたのですか？

- ◆主査 資料4を見ていただきますと、No.2では、事務職、土木職の得点、専門試験の粗点、総合順位。No.3では、2次試験における判定と順位。No.9では、事務職上級、障がい、土木、建築、保育士、消防、筆記試験のみの受験者に対する得点と専門試験の粗点や順位の開示。No.10では、消防職の2次試験の各判定の内容と順位。などのように筆記試験や2次試験などの得点や順位などの公開が複数ありました。
- 職員課の話ですけれども、退職者の補充を前提として採用試験をやるのですが、退職者の予定が年度途中で変わるなどの要因で新たな試験を行った為、回数が増えた。と聞いております。
- ◆部長 補足です。昨年は結果として22名採用しました。職員のうち約45%が35才以下の職員であるといったように、非常に若返りが早まっているということと、職種も多かったこと、特に専門職の保育士、保健師については職員の退職等もあって採用が増えています。
- また、ここ数年は多くの市町村でやっているのですが、通常の筆記試験ではなくSPIの試験をやっているということで、自分ではいい点数を取ったのだけどもという思いもあり問合せが多かったというのも去年の特徴だと考えます。
- ◆C委員 分かりました。
- ◆会長 他に何かありませんか。
- ◆D委員 13の防犯カメラ画像データ提供について、情報等開示してという根拠とは何に基づいているのですか？警察に提供する場合。
- ◆主査 警察からの事件捜査に関する請求権限に基づいた、防犯カメラ映像の請求でした。
- ◆D委員 個人情報保護条例に基づいて開示請求があったということですか？
- ◆主査 はい
- ◆D委員 これは自分の情報を開示請求するもの、個人情報保護条例の開示請求には例外があるのか無いか。
- ◆主査 個人情報ですから基本的には私の情報ですよね。このケースにおいては厚別警察署の署長からの請求になっております。
- ◆D委員 条例がどちらの条例なのかという問題。個人情報の方と言うのはどうなのでしょう。か。と思うのです。
- ◆会長 これはD委員が言われたように情報公開の方だと思いますね。警察との間で情報の交換や提供とかいう情報を以前得ていた気がしますが。やはり仮に情報公開であっても正式に警察から請求を受けてから、情報を渡すのでしたか。
- ◆主査 防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を定めておりますが、確かにD委員の指摘のとおり、情報開示となると「私の」と言うのが基本的にある中で厚別警察署からの請求に基づいてというのは通常のパターンではないので今資料を確認します。
- ◆会長 請求者の方も、個人情報なのか情報公開なのかわからない場合は多いですね。あまりそれを考えずにとにかく市役所が持っている情報を見たい。と言うそれだけで、その時には窓口の方で、これは例えば情報公開ではなくて個人情報だとか、それを指示して変更してもらう必要があるかとは思っています。
- もしかしたら、これは請求された方も分からなかったし、受けた窓口の方もそこまで考えてなかったのかもしれない。
- これは情報公開の方にカウントした方がいいのかもしれないですね。
- ◆主査 総務課の担当で開示決定書の写しでは、刑事訴訟法197条の第2項に基づき求められたとなっておりますので、会長が言われたように個人情報の開示ではなく、情報公開という分類に集計すべき内容だったというように思われます。私共の集計ミスです。
- ◆会長 これは刑訴法に基づいている。
- ◆D委員 法令に基づいて、ください。と言う時は除外があると思うのです。個人情報を開示しますというのは良いのですが、
- 請求する根拠はどちらなのでしょう。開示してと言われ開示するのは、全く問題無くその時の運用として、請求するときの根拠までは触れてない。
- 任意捜査で情報提供してください。と言われて提出するのか。どの手続きを踏んでやるのか。

- ◆主査 捜査関係事項照会書の写しを見てみますと、「捜査の為に必要があるので下記事項を至急回答願いたく刑事訴訟法第 197 条第 2 項により照会します」とあります。捜査権限を有しているとなれば公開請求というものには入らないということですね。
- ◆D 委員 どちらにも根拠とせず捜査に協力してください。ということですね。その条文中で要請が来て、ということですね。ここは入らないかもしれません。
- ◆主査 集計の中にこの案件が含まれている形になりますので、資料を修正させて頂いて、この審査会の後、平成 30 年度の情報公開等の状況をホームページにアップする予定です。その分からは削除して、あくまでも法的根拠に基づいた権限により行ったもので公開請求ではないという解釈で 1 件減じた形で公開したいと思います。ありがとうございます。
- ◆会長 他に質問ある方はいらっしゃいますか。
- ◆E 委員 8 番の子ども家庭課の部分開示になっているのですが、開示することにより適正な思考が支障を及ぼすと認められる、と開示しない理由が書いてあるのですが、何か理由があったのですか。母子相談ですね。
- ◆主査 個人情報の開示ですから、私のケースにおいての記録を市が持っているものを開示してください。という意味ですが、記載事項に関してはもっぱら請求者ご本人に関してなのですが、中には施設の代表者とかの氏名については代表格を有する方の場合は開示して問題ないという判断なのですが、〇〇ケースワーカーや〇〇相談員など職員さんの名前がある場合はその部分は非開示とし、内容の特別な要素ではないのですが、一部黒塗りをさせて頂いている。そうすると全開示ではないので、一部開示ということが生じてきます。
- ◆E 委員 相談の主体と言うか、立場によって違ってくるということですね。
- ◆主査 そうですね、家庭児童相談及び母子父子自立支援相談に関する記録ですので、簡単に言えばケース記録ですね。その中に職員の一担当者があった場合には〇〇相談員の〇〇は消すのが一般的です。その程度の意味合で、それ以外は基本にご本人の記述ですから、ご本人に不都合な事が書いてあったとしてもそれは消す要因ではございません。  
一部開示のよくあるパターンとしては、個人の名前等を消している場合と個人の印影を押している部分は黒塗りしているということで、そういうものが一部であれば、一部開示ということになります。
- ◆E 委員 例えばスクールソーシャルワーカーが相談記録を綴っているが、そういうものを開示する場合は、個人の名前や相談員としたということが書いてあるのですが、それはやはり開示できない。
- ◆主査 そうですね。例えば施設職員もそうですが、請求者との知り合いの名前が出てくるとかそれも消さざるを得ませんよね。
- ◆E 委員 分かりました。すみません。ありがとうございます。
- ◆会長 他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。
- ◆委員 そうしましたら、日程 5 の議題である報告事項を終了としてよろしいですか。
- ◆委員 「異議なし」の声あり

## 6 その他

- ◆会長 続きまして、日程 6 のその他ですが、事務局から何かありますか。
- ◆主査 事務局からはございません。
- ◆会長 委員の皆様から何かありますか。
- ◆F 委員 1 つございます。前回の防犯カメラの話し合いでその後防犯カメラの状況は変わっていますか。あれから 1 年以上経っていると思うのですが。
- ◆主査 運用状況ということでしょうか。
- ◆F 委員 台数まで話し合った経過があったと思うのですが、増えたとか新しく設置をしたとかありますか。

- ◆主査 市の設置部分ですと若干の移動はあるかもしれませんが。新しい施設等では設置する方向でありますので、手元に資料がございませんが2年前とは公の市の施設では若干の差異が出ている気がします。
- ◆部長 若干補足を致します。保育園、学童クラブ、特に保育園では開錠自体が電子錠で外からは勝手に開けられない、中の事務所から開ける。それ以外では不審者は入れない。学童クラブもそれをやっています。今回のいろいろな事件もあり、たまたま今回学童クラブで単独の施設、学校に入っている場合や他の公共施設に入っている場合は大人の目というものがある。単独の施設もあるので、そこは補正で防犯カメラを設置することで。市の公共施設も従前からみると新たに設置と言うのは増えてきている。ただ特定の施設ではなく一般の施設まではまだいってはいないのですが、施設単体で見ればカメラ設置というのは増えてきている。
- ◆F 委員 最近色々な事件やカメラに関することがあるものですから。

## 7 閉会

- ◆会長 他になければこれもちまして、本日の審査会を閉会させていただきます。皆さま、お疲れさまでした。

以上会議を記録し、正確を期するためにここに署名する。

会議録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

会議録署名委員 \_\_\_\_\_ 印